

検証テーマ：中小ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

「海外における知財活動支援」(推進計画2013項目番号【14】)

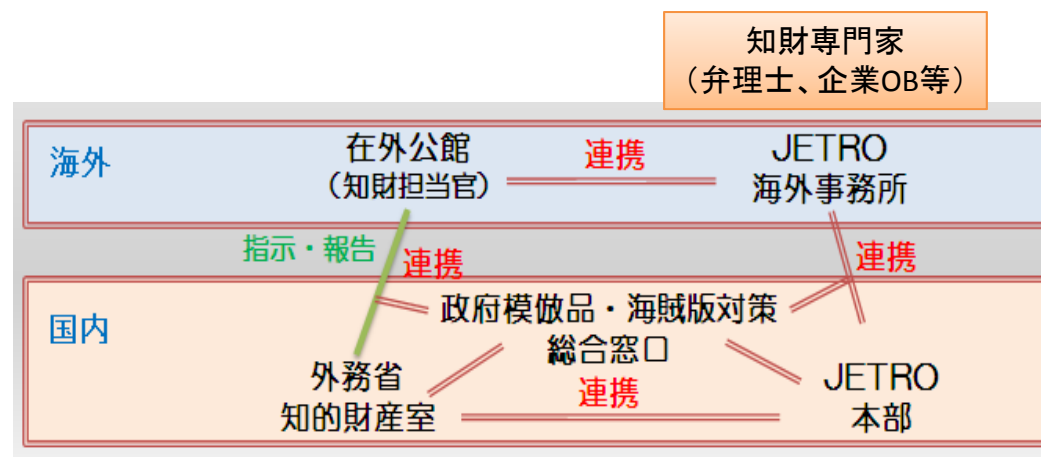
取組状況

知的財産政策ビジョン、知的財産推進計画2013において決定された政策

「市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、企業OBや弁理士を含む知財人材を活用して現地大使館やジェトロなど在外における支援の体制や取組を強化し、各国の知的財産制度の適切な運用に向けた働きかけや模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での日本企業のエンフォースメントや日本ブランド推進を含めた知的財産活動の支援を一層充実させる。」

・外務省では2005年3月から全在外公館に知財担当官を任命し、日本企業からの知的財産問題に関する相談に対応している。

・今回、ジェトロ海外事務所の今後の体制強化を念頭に、アジア新興国の知財担当官に対して、より積極的な取組を指示。



今後の展望

在外公館の取組を引き続きフォロー。